

○北杜市要保護及び準要保護児童等援助費支給要綱

平成16年11月1日

告示第9号

改正 平成19年3月26日教委告示第6号

平成20年1月21日告示第4号

平成21年3月12日告示第14号

平成23年3月17日教委告示第7号

平成25年12月3日教委告示第16号

平成29年12月26日教委告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる小・中学校の児童及び生徒の義務教育の円滑な実施に資するため、就学に要する経費に対し、予算の範囲内で援助費を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 援助費の支給対象者は、市内に住所を有し、学校教育法第18条に規定する学齢児童若しくは学齢生徒（以下「児童等」という。）又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者（以下「就学予定者」という。）の保護者（同法第16条に規定する保護者をいう。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）。ただし、学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費及び学校給食費の支給については同法第13条の規定による教育扶助を、新入学児童・生徒学用品費等の支給については同法第12条の規定による生活扶助を受けている者を除く。
- (2) 要保護者に準じる程度に困窮している者（以下「準要保護者」という。）で、前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者
  - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62の規定による個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の掛金の免除

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付け

(3) 準要保護者で、次のいずれかに該当する者

ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

イ 職業が不安定で、生活が困難と認められるもの

ウ PTA会費、学級費等の学校納付金（以下「学校納付金」という。）の減免が行われている者

エ 学校納付金の納付状態の悪い保護者又は通学用品費等に不自由している児童等若しくは就学予定者の保護者で、生活が極めて困難と認められるもの

オ 経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者

(4) その他北杜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に援助を必要と認める者

（支給対象経費等）

第3条 援助費の支給対象経費、支給額は、予算の範囲内において、別表のとおりとする。

（申請）

第4条 援助費の給付を受けようとする者は、要保護及び準要保護児童生徒援助費受給申請書（兼世帯票）（様式第1号）に教育委員会が必要と認める書類を添え

て教育委員会に申請しなければならない。

- 2 就学予定者の保護者で新入学児童・生徒学用品費の支給を受けようとする者は、教育委員会が指定する日までに、要保護及び準要保護児童生徒援助費（新入学児童生徒学用品費）入学前支給申請書（兼世帯票）（様式第2号）に教育委員会が必要と認める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

（援助費の支給の認定）

第5条 援助費の支給の認定は、教育委員会が行うものとする。

（支給時期）

第6条 援助費の支給時期は、10月及び3月とする。ただし、就学予定者の保護者への新入学児童・生徒学用品費の支給時期はこの限りでない。

- 2 年度の中で認定を受けた者については、その月から援助費を支給するものとする。ただし、校外活動費、修学旅行費、通学費、医療費及び学校給食費については認定日以後の経費から支給する。

- 3 年度の中で認定を取り消された者に対しては、その翌月（月の初日に当たるときはその月）から支給は行わない。

（認定の取消し等）

第7条 年度の中で中途において、児童等の転学、死亡等により援助費の支給を必要としなくなったときは、学校長は速やかに教育委員会へ報告するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の報告を受けたときは、援助費の支給の認定を取り消すものとする。

（委任事項）

第8条 学校長は、保護者の委任に基づき援助費を代理受領できるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日教委告示第6号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月21日告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月12日告示第14号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日教委告示第7号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月3日教委告示第16号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月26日教委告示第26号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

支給対象経費		支給額
学用品費	児童等が通常必要とする学用品の購入費	国が定める基準の10分の10以内
校外活動費	児童等が学校行事としての宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科	国が定める基準の10分の10以内
	児童等が学校行事としての宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学科	国が定める基準の10分の10以内
新入学児童・生徒学用品費等	就学予定者、小学校第1学年の児童又は中学校第1学年の生徒（既に地方公共団体から新入学児童等に対する学用品費等の助成を受けた者を除く。）が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	国が定める基準の10分の10以内
修学旅行費	児童等が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する	国が定める基準の10分の10以内

	経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなるその他の経費	
通学費	児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により交通機関を利用して通学する場合の交通費で、片道の通学距離が4キロメートル以上（特殊学級の児童にあっては通学距離は問わない。）であるもの	国が定める基準の10分の10以内
医療費	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定による疾病の治療に要する費用（社会保険等に参加している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額）	国が定める基準の10分の10以内
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食費	国が定める基準の10分の10以内

様式第1号（第4条関係）

年度要保護及び準要保護児童生徒援助費受給申請書（兼世帯票）

年 月 日

北杜市教育委員会 様

申請者（保護者）

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号

就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、就学援助の認定事務に際し、関係機関への照会、課税資料等を閲覧することに同意します。

1 対象児童生徒の状況（小学校と中学校は申請書を別に作成してください。）

学校名	名前	生年月日	学校名	名前	生年月日

2 世帯の状況（上記児童生徒も含め、生計を共にする世帯全員を記入のこと）

氏 名	続 柄	性別	生年月日	年齢	勤務先又は学校名
	主 (保護者)				
住宅の形態 (あてはまる事項に○ をつけてください)	(1) 持家 (2) 借家・アパート・借間(家賃月額 _____ 円)				

3 就学援助費の申請理由

◆該当する申請理由に○をつけてください。(該当項目により※印の証明書類が必要になります。)

(1) 前年度または、当該年度において、生活保護が停止または廃止されている。  
 ※世帯主・配偶者の非課税証明書

(2) 世帯主・配偶者の市町村民税が非課税となっている。  
 ※世帯主・配偶者の非課税証明書

(3) 世帯主・配偶者の市町村民税が減免となっている。  
 ※世帯主・配偶者の減免決定通知書の写し

(4) 個人事業税、固定資産税が減免されている。  
 ※減免の決定通知書の写し

(5) 世帯主・配偶者の国民年金の掛金が免除されている。  
 ※世帯主・配偶者の免除決定通知書の写し

(6) 世帯主・配偶者の国民健康保険料の減免又は徴収を猶予されている。  
 ※世帯主・配偶者の国民健康保険減免承認通知の写し

(7) 児童扶養手当の支給を受けている。  
 ※児童扶養手当証書の写し

(8) 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている。  
 ※貸付決定書の写し

(9) その他(上記に準じる程度に困窮している世帯)  
 ※世帯全員の所得・課税・扶養証明書

(9)の場合には、(1)から(8)に該当せず、特に就学援助を希望する理由をできるだけ詳しく書いてください。  
 ※上記のどれかひとつに該当すれば対象になります。

.....

.....

.....

学校記入欄

学 校 長 の 意 見	.....	前年度の状況 1 要保護として認定 2 準要保護として認定 3 申請したが不許可 4 未申請(今年度新規)	
	.....		
	.....		
	.....		
	.....		
北杜市立	学校	校長	印

様式第2号（第4条関係）

年度要保護及び準要保護児童生徒援助費（新入学児童生徒学用品費）  
入学前支給申請書（兼世帯票）

年 月 日

北杜市教育委員会 様

申請者（保護者）

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号

就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、就学援助の認定事務に際し、関係機関への照会、課税資料等を閲覧することに同意します。

1 対象入学予定者の状況（小学校と中学校は申請書を別に作成してください。）

学校名	名前	生年月日	学校名	名前	生年月日

2 世帯の状況（上記入学予定者も含め、生計を共にする世帯全員を記入のこと）

氏 名	続 柄	性別	生年月日	年齢	勤務先又は学校名
	主 (保護者)				
住宅の形態 (あてはまる事項に○ をつけてください)	(1) 持家 (2) 借家・アパート・借間(家賃月額 円)				



3 就学援助費の申請理由

◆該当する申請理由に○をつけてください。(該当項目により※印の証明書類が必要になります。)

- (1) 前年度または、当該年度において、生活保護が停止または廃止されている。  
(2) 世帯主・配偶者の市町村民税が非課税となっている。

※世帯主・配偶者の非課税証明書

- (3) 世帯主・配偶者の市町村民税が減免となっている。

※世帯主・配偶者の減免決定通知書の写し

- (4) 個人事業税、固定資産税が減免されている。

※減免の決定通知書の写し

- (5) 世帯主・配偶者の国民年金の掛金が免除されている。

※世帯主・配偶者の免除決定通知書の写し

- (6) 世帯主・配偶者の国民健康保険料の減免又は徴収を猶予されている。

※世帯主・配偶者の国民健康保険減免承認通知の写し

- (7) 児童扶養手当の支給を受けている。

※児童扶養手当証書の写し

- (8) 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けている。

※貸付決定書の写し

- (9) その他(上記に準じる程度に困窮している世帯)

※世帯全員の所得・課税・扶養証明書

(9)の場合には、(1)から(8)に該当せず、特に就学援助を希望する理由をできるだけ詳しく書いてください。

※上記のどれかひとつに該当すれば対象になります。

( ..... )  
( ..... )  
( ..... )

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）